

『生活科・総合の実践ブックレット』発刊のねらい

『生活科・総合の実践ブックレット』は、全国各地の生活科及び総合的な学習の時間・総合的な探究の時間（以下、生活・総合）の実践はもとより、接続・関連する幼児教育での実践や、それらを域内全体の充実・改善に資する教育委員会事務局の事業の実践等におけるすぐれた事例を、理事や地域世話人からの推薦と応募によって原稿にして集め、推薦者や解説者による見所及び今後の展望等の解説を付して、手軽に読める冊子としてまとめたものです。

本ブックレットの発刊のねらいは、私たち会員一人一人が、教育課程の中核となる生活・総合の「よさ」を自覚し、それらに関する実践を広く社会に発信し普及していくことにあります。また、投稿者と推薦者や解説者が相互に関わりながら実践を整理しまとめる過程を通して、実践者の実践力の向上やそこに関わる子供たちの成長への支援につなげていくことにあります。

実践事例原稿の推薦と応募に当たっては、次の諸点を満たすようにしてください。

- ① **意図の明確化** 実践の意図やねらいが明確で生活・総合における学びの充実や指導の改善に役立つ

こと。

- ② **ポイントの明確化** 実践を計画・実行・評価していく中での悩みや工夫、判断のプロセス、展開のポイントが分かりやすい書きぶりであること。

- ③ **ビジュアル化** 学習者の学びの成果や変容が、文章のみならず、作品、写真や図表等で適切に示され、明瞭に見て取れること。

- ④ **意味付けの明確化** 実践の意図や目標に照らして、実践事実について明確に考察し、成果や課題を簡潔に整理して、同様の実践の参考になるよう意味付けしていること。

- ⑤ **執筆マナーの遵守** 本応募執筆要領を踏まえて執筆マナーが順守されていること。

こうした諸点を踏まえて実践をまとめ表現いただくことによつて、このブックレットの読み手が、それらの実践が有する意義や価値を正しく理解するとともに、新たな実践として展開することが可能になると考えています。次ページの応募・執筆要領を併せて熟読いただき、ご推薦・ご応募ください。

付記：令和四年三月十九日改訂

令和七年六月二十八日一部改訂

『生活科・総合の実践ブックレット』応募・執筆要領

- 一、応募する実践は、日本生活科・総合的学習教育学会の会員（発行前年度及び当年度の会費を納入していること）が行ったものであり、学会内外の論文集、研究紀要、会報等での未公開のものに限る。なお、同じ実践について、異なる主題かつ異なる視点でまとめた論考として公刊された場合や、研究会等での口頭発表及び当日の単独の配付資料はこの限りではない。また、同実践事実と重なる内容が、ブックレット掲載号の発刊以前の公刊物に掲載された場合は、原稿末尾の【参考文献・引用文献】に関係公刊物名を明記して二重投稿としないようにすること。
- 二、応募する実践の締切は、毎年度八月末、一月末の二回とする。応募原稿が十篇を超える場合は、八月末提出原稿を優先することがある。
- 三、応募する実践は、パソコンやタブレットで作成された完全原稿データに限る。原稿は、見出しや図表等を含み、本冊子のページ数で十四ページ（厳守）とする。図表等については、判読できる大きさに配慮することとする。なお、一原稿の体裁については、A5判、縦書き・二段組、一段は二十二字×十八行で、使用する活字の大きさは十ポイントとする。原則、使用するソフトはワードとする。
- 四、応募する実践の第一ページには、最初の上下段六行分を通して使い、表題、応募者氏名、所属（実践が前所属であれば括弧で示す）、職名を記入し、本文は七行目から書き始める。適宜、見出しを付ける。
- 五、応募者は、左記の研究企画部宛に、メールで、PDFデータを送付する。なお、応募に当たっては、推薦する理事や地域世話人が、「解説」（二ページ）を付けて、取りまとめて送付すること。解説者に当てがない場合は、事前に左記の研究企画部宛にメールで相談すること。提出に当たっては、執筆者と解説者両方の氏名、所属、連絡先のメールアドレス及び電話番号を記すこと。全国から幅広く投稿者を募り、様々な視点からその実践を捉えていくために、応募者は、一原稿に止め、解説者は、一号につき一投稿のみ解説することとする。
- 六、研究企画部は、常任理事の協力のもと、応募原稿を審査する。応募原稿に対しては、審査により一部修正を求めることがある。修正意見を投稿者に伝え、適切に修正された場合に掲載可とする。不採択を通知する場合には、理由を明示する。
- 七、応募者は、審査結果受領後に、解説者と相談しながら必要な修正等を行い、左記送付先及び指定する編集担当理事へ、メールで、ワード及びPDFデータを送付する。ワードデータが重く送付できない場合は、CD等に記録して郵送するか大容量ファイル送信サービス等を使って送付するものとする。
- 八、

〒七三九・八五二四
広島県東広島市鏡山一・一・一
広島大学教育学部 永田 忠道 宛
メールアドレス：tnagata@hiroshima-u.ac.jp
- 九、付記：本要領は、平成十八年十一月一日から発効する。
令和元年五月十八日改正。
令和七年六月二十八日に改正（第二十号応募より施行）。